

Title	〔労働法 三七〕 点検闘争の正当性のその限界
Sub Title	
Author	阿久沢, 亀夫(Akusawa, Kameo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.5 (1967. 5) ,p.118- 123
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670515-0118

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

に小切手を振出した行為は、会社代表行為と業務執行行為とを包含するものであつて、これらの行為が代表取締役としての「職務を行うに付き」の範囲内に属するものであり、その行為の遂行にあつては善管義務、忠実義務があるということを認めるについては異論のないところである。

被告Yはこの点について懈怠行為があつたと言えるのである。

ただ、判旨は、本条の主観的要件である取締役の「悪意・重過失」が第三者に対する加害行為について存することを要するか、会社に対する任務懈怠について存在するを要し、かつ、それで足りると解すべきかについては明確に示してはいない。

〔労働法 三三七〕 点検闘争の正当性とその限界

(全通安西郵便局点検闘争事件
最高裁判所四〇(あ)三九九号
昭四二・二・七判決)

【事実】 全通信労働組合(以下単に全通という)は、昭和三十三年七月その全国大会において被解雇者を中央本部役員として再選したため、当局は、当時の公労法四条三項を理由とし団体交渉を拒否する旨全通に通告した。そこで全通本部は、団体交渉再開争をすすめるかたわら、組合傘下各地区において点検闘争の強化を行なうよう指令した。本件は、右のような背景のもとに起つたもので、被告人A、B、C、D四名の全通静岡地区幹部は、昭和三十三年一月十六

判旨は中小企業等協同組合法の理事についての最高裁判決(昭和三四・七・二四民集一三卷八号一一五六頁)を参照するものとして、この最高裁判決でもこの点は明らかではない。

判決評釈者によつては最高裁が第三者の損害につき「悪意・重過失」が存在することを要するとしたと説明するものもあるが(上柳・前掲九九頁等)、疑問なきを得ない。

右に挙げた点、及び直接損害か間接損害かの区別について判旨の態度に不明確なところが残るが、被告Yの小切手振出当時の具体的状況よりみて、判旨の結論は正当である。

(高鳥正夫・齋庭忠男)

日午後零時一五分頃、静岡市安西町にある特定局、安西郵便局にもむき、Aを先頭とし表入口より公衆室(公衆溜り)に入り、自己紹介をするとか来意を告げるとかいうことなく、局長Xをして用件をたずねる余裕を与えず局内東側公衆電話室から事務室に通ずる入口附近に至つてなお事務室内に入ろうとした。事務室内においては、各事務員が勤務時間中の執務を行なつており、なお同日は土曜日のため正午で締め切つた現金を勤務終了時刻の午後零時三〇分頃まで

に集計し終つて銀行の集金員に交付しなければならぬ必要に迫られていたという事情にあつた。したがつて局長Xは、入室しようとしていた被告人達に対し両手を拡げ繰り返し事務室入口附近において、「入つては困る、出て行つてくれ、金を計算しているから、話があるなら後にして貰いたい」旨述べ入室を拒んだ。これに対し被告人四名およびこれに加えて地区幹部三名計七名の者は、「何故入れない、俺達は金を取りに来たんじやない」と述べながら押入るようにしてAを先頭にして入室し、つづいて他の六名も入室し、点検闘争および説得活動を実施した。

右事実に対し検察官は、「住居侵入の罪」「暴力行為等処罰ニ関スル法律違反」に該当するとし告訴の手續を取つたが、初審は、つぎのような理由でこれを無罪とした。

(1) 被告人らの同局事務室内立入の主たる目的は全通の組合活動であるいわゆる点検を実施することにあつたから、立入目的には違法がない。

(2) 局長Xは、被告人が組合活動の目的で来局したことは了知していたし、執務の妨害にもならなかつたとの認定のもとに、Xの入室拒否は相当でなかつた。

(3) 被告人達の事務室立入の手段、態様はさして強引なものではなかつた。

以上の理由にもとづき無罪を言渡したが、検察官はなお控訴したところ、東京高裁は、「同局長……が理由を告げて被告人等の入室を拒否するに拘らず多数の勢威と実力とを藉りて、同局長を押し退

け、荒々しくどやどやと強引に入室してしまつた」と認め、かかる立入行為は、その立入目的の如何にかかわらず、手段の点において社会通念上相当として許容される限度を逸脱したものであると判断した。その結果、右の立入行為が、住居侵入罪の構成要件を充足するものであることは疑なく、それはまさしく暴力の行使に該当し、目的および手段において労働組合の団体行動としての正当性の限界を逸脱していると認められるから、右立入行為に刑法三五条の適用はなく、被告人四名に対し「住居侵入の罪」および「暴力行為等処罰ニ関スル法律違反」を適用し、全被告人をおの懲役三か月とした。これに対し被告人四名が上告したのが本件である。そして上告審は、以下述べる理由のように、一応犯罪事実を認めながらも、原判決の量刑は甚だしく均衡を失し、重きに過ぎるとし、原判決を破棄し、被告人四名に懲役三か月の刑を科しながら二年間刑の執行を猶予する旨言渡した。

【判旨】 本件判旨理由は、大きく二つに区別され、第一は、本件立入行為の目的および住居侵入罪の成否などが中心となり、第二の部分においては、量刑の問題が中心となる。

まず一般論として、点検闘争は合法であるとし、憲法二八条の労働基本権保障の狙いは、「憲法二七条の定めるところにより勤労の権利および勤労条件を保障することと相俟つて、経済上劣位に立つ勤労者をして使用者との間に実質的な自由と平等とを確保することにある……所論の点検活動は、労働条件に関する事項について法規や協約の違反その他取上不備の点がないかどうかについて調査点検

し、当該職場管理者との交渉を通じて、その是正改良を求めることを目的とするものであるから、そのかぎりでは、憲法二八条の労働基本権の範囲を逸脱するものとはいえない。しかし、この目的のもとに実施される活動のすべてが、ただちに同条の労働基本権の行使の名のもとに合法化されるわけではない。」とし、つぎに本件立入行為の目的について次の通り述べる。

「被告人らが、……同局事務室に立ち入った動機・目的は、一審判決の認めるように、所論全通本部の闘争指令にもとづく点検活動を実施するというにあつたことを認めるにやぶさかではないが、それと同時に、石川正雄ほか三名の同郵便局長らが全通を脱退したことに對して、同郵便局長……を主目標とし、あわせて右局長らに報復的な威迫を加え、いやがらせをすることにあつたことをも認めざるを得ないのであり、むしろ当面の目的は、後者に重きを置いていたものであることが窺われる。」とし、目的の不純性を指摘し、つづいて住居侵入の成否について判断する。

「点検活動を目的とするからといつて、どのような事情のもとでも、常に立入行為が許されるわけではない」とも、また、管理者が拒否するからといつて、一切の立入行為が許されないものとなるわけでもない。……住居侵入罪を構成するか否かの判断をするためには、立ち入る側とそれを拒否する側との双方について、それぞれ具体的動機とその行為の態様とを相関的に考量する必要がある。」

「同局長は、第一次的には、郵便局長として、郵便業務の正常な運行を確保する責務を有するものであるが、このように組合の役員が

面会・交渉を求めて来たと認められる場合には、労働管理者として、その交渉内容の重要さの度合を考慮し、かつ、それが実際に業務の停廃を来たさないかどうかを勘案して、事実上可能な限度でその交渉に応ずべきものといわなければならない」とし、X局長の立入拒否の具体的事情を分析し、X局長が被告人らの立入を拒否したことについて机上で現金の集計整理を行なつており、数分後に現金取納が行なわれる具体的状況のもとで、一〇分か二〇分交渉が遅れるとしても組合に不利益が及ばないとし、右局長の拒否行為は、理由がないとはいえないとし、「同局長の手を払いのけ、その胸を衝いて同室に立入を強行した被告人らの行為は正当な行為と称しがたく、住居侵入罪を構成するものと判断した原判決の結論は、これを是認せざるを得ない。」とする。そして当局の団交拒否が違憲かどうかについては、判断を及ぼすまでもなく、住居侵入罪の成立が認められるとする。

つづいて量刑の問題に入り、「本件がいわゆる組合活動に附随して生じた多くの刑事被告人のなかにあつて、とくに被告人らに對し重い罪責を問わなければならないほど重大かつ悪質な事案であるとは、とうてい認めがたいのであつて、……その刑の執行を猶予するのが相当である。」とし量刑について破棄判決を言渡している。

【研究】 判旨に賛成である。

一 この判決は、点検闘争と住居侵入罪の成否について正面から判断を下している。判旨中には、注目すべきいくつかの問題がうかがわれるが、第一に点検闘争の合法性、第二に労働事件における住

居侵入罪の成立限界、第三に労働刑法における違法性すなわち正当な組合活動の限界、第四に労働事件と刑事罰の問題などである。点検闘争は、労働組合活動の一環として行なわれるのが通常の姿であるが、やかもすれば、労使関係を混乱せしめその対立を激化せしめる結果になりかねない。しかし点検闘争を行なわなければならぬのが、わが国労使関係の実状であり、多くの職場においてその必要性のみられるのが事実の姿といえよう。法の支配に不馴れであり、労働協約、就業規則、その他会社内諸規則の遵守されないことがあるばかりでなく、労基法その他の保護法すらときとして守られていないわが国労使関係のもとにおいて点検闘争の必要性は、このほか組合活動にとつて重要なものといえまいか。すなわち点検闘争は、法の支配に徹しえないわが国労使関係において、このほかその重要性と必要性を示している。したがって組合活動とりわけ団体交渉を通じて点検闘争はその効を奏してゆくとともに、その前段階における組合活動として企業経営とりわけ労務管理から非合理的要素の払拭と法違反の諸事実を調査し指摘することは、必要なことであるといえよう。しかし通常使用者は、点検闘争を嫌い、法違反あるいは非合理的要素のなかにおいて企業経営を行ない、はては労務管理を行なうのが現実といえよう。他面労働組合は、諸法規に熟知している点検闘争の経験者あるいは中心人物にことかき十分にその目的を達することができないため、不必要な摩擦を回避し、違法状態あるいは非合理的要素などを内含している現実の労使関係に妥協し、あえて活発な点検闘争を行なおうとする意欲にことかいてい

場合がしばしばみうけられる。ところで判旨は、全通中郵事件に対する大法廷判決その他の判例を引用しながら点検闘争の合法性を述べ、いわゆる点検闘争が、憲法二八条で規定する労働基本権の範囲を逸脱するものでないとしその合法性を認めているが、なお進んですべての点検闘争が合法であるとするのではない。すべての点検闘争が合法であるとはかぎらないとの判断は、つぎの論旨展開の伏線となつているが、その論旨展開において点検闘争をこのほか必要とするわが国労使関係の実状になお重点を置くことはできなかったろうか。一般論として点検闘争が、労働基本権の枠を逸脱するものでなく合法であるとする判旨は妥当であるが、具体的な点検闘争の判断においてその前提となる社会的諸要素いかえれば、団結権、団体交渉権、争議権などが行使されるその社会の諸素材を見逃して一面的、具体的判断のみに依存しその論旨を展開することはつづまねばならない。かりにわが国労使関係が、前述した諸欠陥を持つていないとしても、点検闘争の具体的判断は、他の法的判断同様にその社会の現実的素材を無視して判断すべき性質のものでない。いうまでもなくあらゆる点検闘争が合法であるとは考えられないが、法の適用と社会的諸要素とりわけ法の遵守が比較的徹底していないわが国労使関係の実状をなお判旨のなかにおいて考慮すべきである。

二 点検闘争が、やかもすれば人の住居または人の看守する建造物、工場などに侵入することはありうることである。そもそも市民刑法において住居侵入の構成要件は、二つに区別して論じられるの

が通常である。すなわち住居とはなにを意味するか、侵入とはなにを指称するものであるかなどである。通常住居は、本件にかぎつていえば人の看守する郵便局事務室であり、その看守人すなわち管理人は、郵便局長のXである。侵入は、管理者Xの意思に反して立入ることをいうわけであるが、管理者の意思は、推定的意思をもつて足りるが、本件においては、明確な管理者の反対意思が表示されている。したがつて本件における立入行為は、市民刑法に照らして明確に構成要件上住居侵入罪に該当するといふべきであるが、点検闘争は、おうおうにして住居侵入をとめない、ときとして、住居侵入すなわち事務所立入行為を前提として点検闘争がはじめて可能となる場合がある。また点検闘争は、事務所内で勤務時間中の勤務状態を対象とすることもあり、かえつて勤務時間中であることが、点検闘争の中心目的である場合、当然に勤務時間中の職場への立入を行ない始めてその目的を達しうる場合もままあるであらう。本件は、まさに右の場合に該当すると思われ、この点に関する事実認定が十分に行なわれなかつたのはその認定において慎重を欠くといふべきであるまいか。本件立入行為においてはいわばX局長および全通脱退者に対するいやがらせ行為の遂行を目的としていたことが一面推認されているが、それと同時に勤務時間中の点検闘争の必要性に検討を進めその事実の認定に努力しなかつた欠陥を露呈してまいいか。たしか本判決は、最高裁が異例のかたちで事実審理をしたわけであるが、そうだとすればなお右の点に注意すべきであつたらう。そして郵便局事務において金銭の取扱をすることは、いわば郵便局事務

の常態ともいえるのであり、いささか時間的に急を要するものであつたとしてもかえつて銀行からの現金集納を待たせて点検闘争に應ずる方法もあつたであらうし、予想される仮定事実は多種多様であり、これらの諸事実について事実の検討をしなかつたことは、いささか事実について審理不儘的印象をうけなくはない。

点検闘争について、金銭を取扱つているからとか銀行からの集納が急を要するものであつたとかなどの理由が、局長Xの拒否を正当づけ、これを無視して立入つたことが違法であるとする判旨にしたがうならば、極言して郵便局における勤務時間中の点検闘争は場合によつては不可能ということになり、結果的には点検闘争の権能をいちじるしく減ずることになるであらうが、これもやむをえないとも考えられる。

三 本件立入行為が、市民刑法の住居侵入罪に該当するとしてもつぎに問題となるのは、その違法性の問題である。構成要件論における違法性はさておき、とりわけ問題性を持つて浮び上つてくるのは、違法性阻却の問題といえよう。かつて昭和四一年一〇月の全通中郵事件においては、その違法性論において刑罰法規(郵便法七九条一項)のみから違法性の判断を引き出すことを避けている。いわゆる「可罰性の前提としての違法」は、刑罰法規からのみ判断するものでなく、すなわち一つの法律における違法性は、他の法域と関係なく違法であるとするのは妥当でないとし、最高裁従来の方を修正している。これに対する少数反対意見は、違法性の観念は、すべての法域を通じて一義的に解すべきであるから、公労法一七条によつて違

法となつた行為は刑法上違法性を欠くことはありえないとしている（井上祐司「刑事違法論の帰趨」判例タイムズ一九九号一一頁参照）。右中郵事件における論旨は、本件にも当然影響を与えているわけで、法益侵害と法益衝突の限界をいずれに求めるかによつて違法性の判断を行なうべきであると考え。前述中郵事件においては、この点をかなり考慮したと思われるが、本件は、右の考慮がかなり払われているように思われる。違法性の判断は、本件において刑法一三〇条、六〇条のみから行なうべき性質のものでなく、「違法性の判断は超法規的である」（団藤重光「刑法綱要総論」一三七頁引用）かあるいは「刑罰法規から違法を引きたさずに、法規の外から違法の観念を引き出そうという方向」（井上祐司、前掲論文二五頁引用）へと移行すべきものであり、本件においては、まず第一に憲法第二八条、労組法一条二項、刑法一三〇条などの各規定の調和のうえにおいて一般理論上から違法性阻却を考察する方法がとられ正当な組合活動について考察されている。そこで一つの問題は、労組法一条二項の文言上の表現であるが、この表現に拘束されることは、結局違法性を二義的に考えようとする論理に結びつくものであつて妥当でない。つまり右表現は、動的かつ総合的に具体的事実をも考慮に入れながら解釈を進めてゆくべきものである。問題は、具体的事実から浮び上つた諸要件を基礎とし、法益侵害と法益衝突の限界論として第二の段階における論理操作により判断する必要がある。そこで考慮されるべき諸点は、わが国労使関係における遵法精神の不徹底と法の支配の不完全性、X局長が立入行為を拒否するについての正当

理由の存否、金銭集計を根拠とし立入行為を違法とみることは点検闘争との関係からいかに判断すべきかなどの事実に対する検討が必要であり、本件判旨においては右の諸点に対する検討が十分に行なわれていないように思われる。

そして点検闘争の本質をなお十分検討してみると同時に、X局長の拒否に特別理由がないとすれば、一面X局長の意思に反した立入行為であるとしても、それは刑法規定の違法性（とりわけ構成要件論における違法性）であるにすぎず、憲法、労働法などの観点からみれば、右意思は理由を欠き、法的価値判断の枠外に消滅してゆくべき性質のものである。

かくて結論しうることは、本件において、点検闘争達成上どうしても勤務時間中に立入らなければならないとの事実が認定されておらず、正当な組合活動と判断しがたいことである。よつて本件は、結論に賛成である。被告人四名の者は、いささか点検闘争の行ない方すなわち立入行為に点検闘争の不馴からくる団結権行使の過剰意識が作用していたことは反省されるべきである。そして刑の量定に特別の考慮を払つた本件判旨は妥当である。

（阿久沢亀夫）